

出入国在留管理庁からのお知らせ ～ 実地調査に御協力ください～

- 地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関・登録支援機関に対して、外国人の受入れが適正に行われていることを確認する目的で実地調査を行っています。また、電話や郵送等で調査を行うこともあります。

入管職員が当該調査を目的に事業所等を訪問することがありますので、調査への御理解、御協力をお願いします。

- 地方出入国在留管理局が、特定技能所属機関に対し、入管法第19条の20に基づき「報告徴収・立入検査」を行う場合に、これを拒んだり、虚偽の回答を行った場合には、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります（入管法第71条の4第2号）。

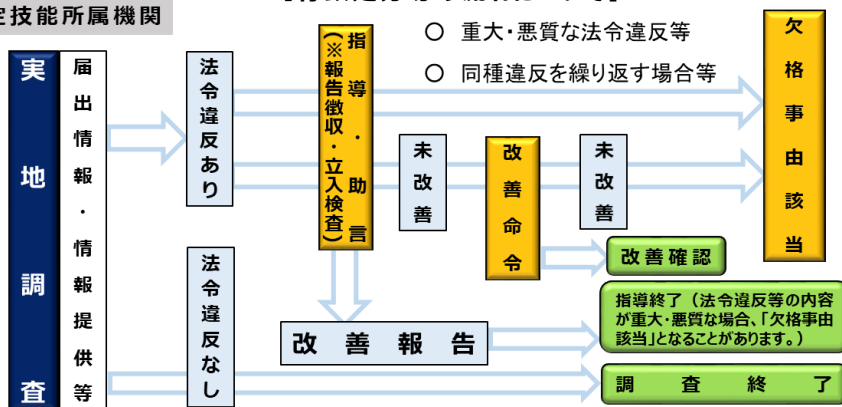
- また、地方出入国在留管理局が、登録支援機関に対し、入管法第19条の34に基づき「報告又は資料の提出」を求める場合に、これに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行った場合には、登録の取消しの対象となります（入管法第19条の32第1項第5号）。

- 実地調査等の結果から、法令違反等が認められた場合には、「指導・助言」を行うことがあるほか、特定技能所属機関の「欠格事由該当」や、登録支援機関の「登録の取消し」となる場合があります。

行政処分等の一般的な流れは以下の図を御参照ください。

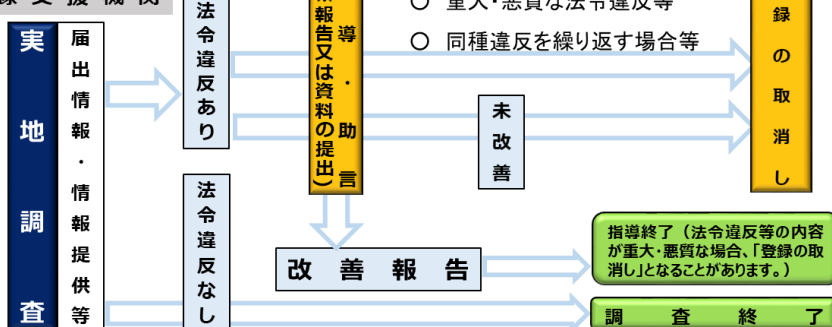
【行政処分等の流れについて】

特定技能所属機関



指導・助言	入管法第19条の19
報告徴収・立入検査	入管法第19条の20
改善命令	入管法第19条の21
欠格事由（該当）	特定技能基準省令において定める受入れの基準を満たしていない

登録支援機関



指導・助言	入管法第19条の31
報告又は資料の提出	入管法第19条の34
登録の取消し	入管法第19条の32 (取消事由) ・登録拒否事由に該当 ・委託を受けた支援等を実施していない ・支援に必要な体制を有していない等

裏面の「特定技能制度における届出について」も御確認をお願いします。

特定技能制度における届出について ～必要な手続忘れていませんか～

- 特定技能所属機関、登録支援機関は、定期的に又は一定の事由が生じた場合に、届出を行わなければならないこととなっています。

定期届出

特定技能外国人の
・受入れ・活動状況
・支援実施状況
を年4回、定期的に入管局にお知らせいただく届出です。

提出期間

第1四半期：
4月1日～4月15日
第2四半期：
7月1日～7月15日
第3四半期：
10月1日～10月15日
第4四半期：
1月1日～1月15日

それぞれの四半期に対応する対象期間

第1四半期：1月1日～3月31日
第2四半期：4月1日～6月30日
第3四半期：7月1日～9月30日
第4四半期：10月1日～12月31日

この時期の受入れ・活動状況、支援状況
を入管に提出してください。

随時届出

特定技能外国人の
・雇用条件が変わった
・退職した(雇用契約の終了)
・新たな雇用契約を結んだ
・雇用を続けることが困難な事由が生じた
・支援計画が変わった
・支援の委託先が変わった
など

登録支援機関の
・登録事項が変わった
・登録支援機関としての活動をやめた(休止・廃止した)
・登録支援機関としての活動を再開した

ときにその内容を入管局にお知らせいただく届出です。

事由が発生したときから、
14日以内
に提出してください。

提出先(郵便・持参)

郵便・持参の際の届出の提出先は、特定技能所属機関の住所を管轄する地方入管局・支局となります。
法人の場合は、**登記上の本店所在地を管轄する入管局が提出先**となりますのでご注意ください。

インターネットから提出

これらの届出は、インターネットから提出することもできます。

インターネットで提出する場合は、事前に利用者登録が必要です。
詳しくは、出入国在留管理庁電子届出ポータルサイトをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html



届出が適正に履行されていない場合

注意!

- 特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなります。
- 登録支援機関の登録が取り消されます。

- 出入国在留管理庁のホームページに記載例や提出資料一覧表等を掲載しています。届出書を作成する際は、そちらも参考にしてください(以下のURL又は二次元コードから確認いただけます。)

【出入国在留管理庁ホームページ】



https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html